

1 簡易耐震診断推進事業

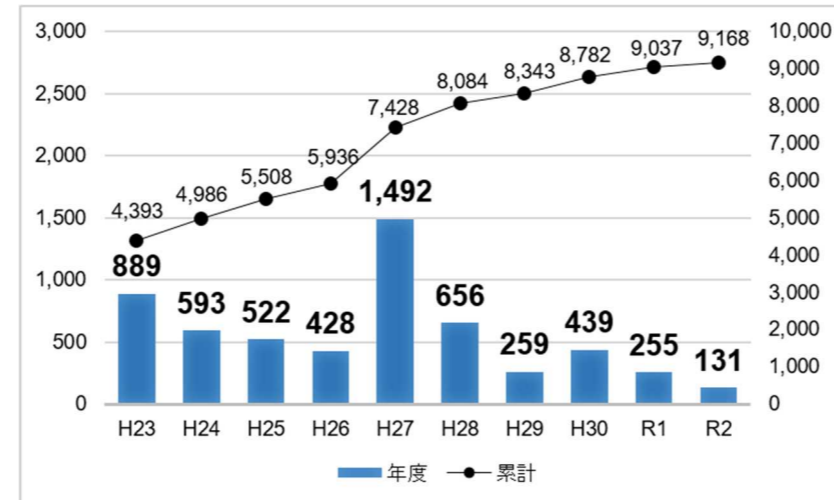
昭和56年5月以前に着工された民間住宅に対し、市町が診断員を派遣して、住宅の耐震性を評価し、所有者に耐震化を働きかけ

| | ～H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | 計 |
|----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|---------|
| 計画 | 66,000 | 5,500 | 5,500 | 5,500 | 5,500 | 5,500 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 108,500 |
| 実施 | 59,973 | 2,172 | 2,584 | 3,521 | 3,096 | 1,615 | 2,455 | 4,215 | 2,174 | 1,578 | 1,252 | 84,635 |

2 ひょうご住まいの耐震化促進事業

(1) 住宅耐震改修計画策定費補助

簡易耐震診断の結果、安全性が低いと診断された住宅の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修の計画策定に要する費用の一部を補助



(2) 住宅耐震改修工事費補助

耐震診断の結果、安全性が低いと診断された住宅の所有者が実施する耐震改修工事に要する費用の一部を補助

(3) 部分型耐震化補助

(簡易耐震改修工事、シェルター型工事、屋根軽量化工事)

耐震診断の結果、安全性が低いと診断された住宅の所有者が実施する耐震性能向上のための診断・設計・工事、屋根の軽量化工事又はシェルターの設置工事に要する費用の一部を補助

(4) 住宅建替補助

耐震診断の結果、安全性が低いと診断された住宅の所有者が実施する住宅の現地建替え工事に要する費用の一部を補助

(5) 防災ベッド等設置助成

地震時に命を守るため、防災ベッド等の設置に要する費用の一部を補助

工事に対する補助実績戸数の合計

[(2)住宅耐震改修工事+(3)部分型耐震化+(4)住宅建替]

| | ～H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | 計 |
|----|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 計画 | 2,625 | 500 | 500 | 500 | 500 | 500 | 500 | 500 | 500 | 500 | 500 | 7,625 |
| 実施 | 1,953 | 224 | 413 | 387 | 365 | 554 | 479 | 484 | 295 | 451 | 303 | 5,908 |

住宅・建築物の耐震化補助事業の実績

～ 建築物の耐震化に係る補助実績 ～

(単位：棟)

1 大規模多数利用建築物等耐震化助成事業

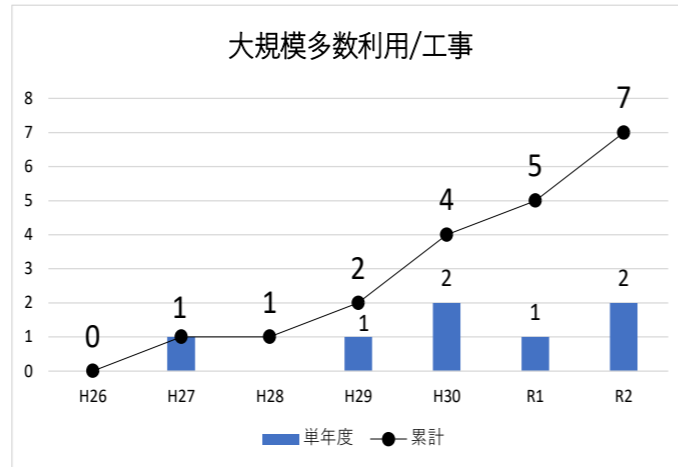
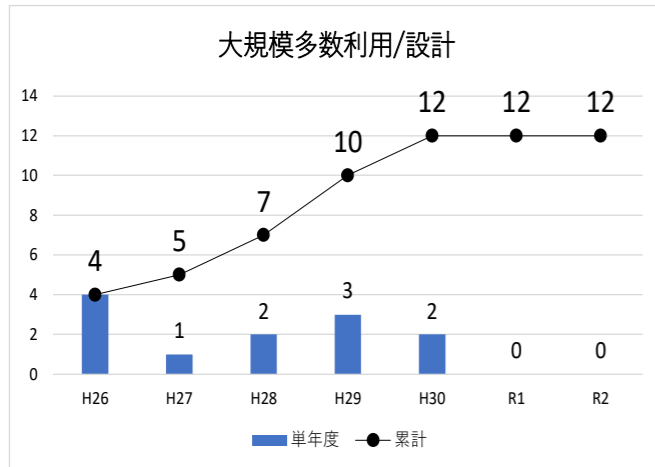
民間の大規模多数利用建築物等について、耐震診断の義務付けに伴う事業者の負担を軽減し、耐震化を促進するため、耐震改修の設計・工事に要する費用の一部を補助

【対象となる大規模多数利用建築物】

昭和 56 年 5 月以前着工の建築物（大企業等が所有するものを除く。）

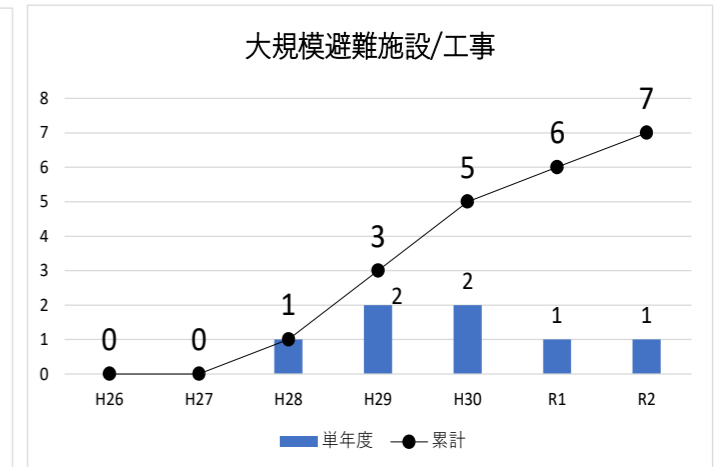
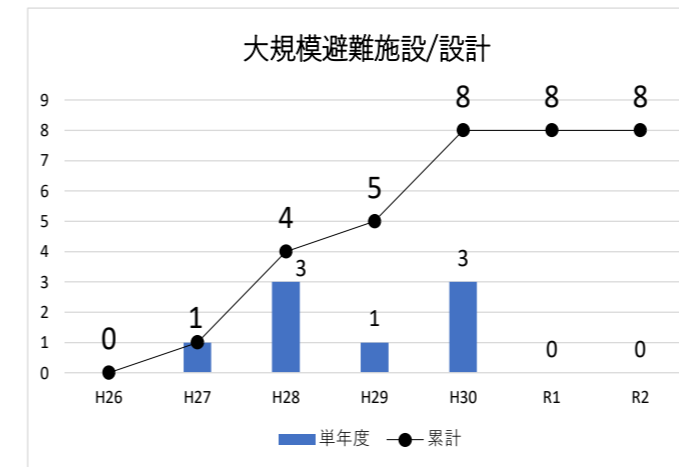
- ・病院、物販店、旅館・ホテル等
- ・福祉施設
- ・小学校・中学校
- ・幼稚園、保育所

- 階数 3 以上かつ 5,000 m²以上
- 階数 2 以上かつ 5,000 m²以上
- 階数 2 以上かつ 3,000 m²以上
- 階数 2 以上かつ 1,500 m²以上 等



2 大規模避難施設耐震化助成事業

民間の大規模多数利用建築物等のうち、避難所として利用されるホテル・旅館等で、県又は市町と協定を締結したものであるものについて、耐震診断の義務付けに伴う事業者の負担を軽減し、耐震化を促進するため、耐震改修の設計・工事に要する費用の一部を補助（「1 大規模多数利用建築物等耐震化助成事業」の補助率より引き上げて実施）



3 中・小規模多数利用建築物耐震診断助成事業

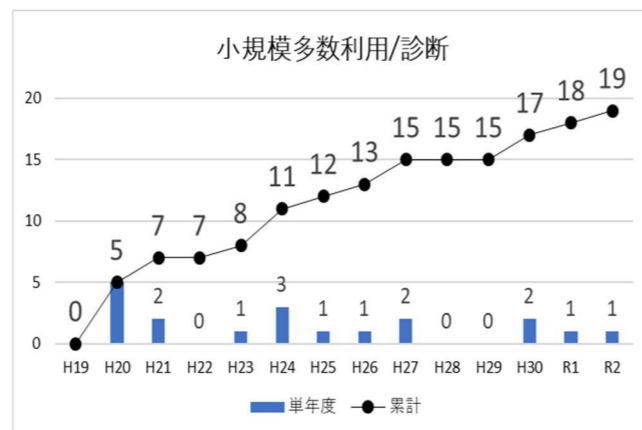
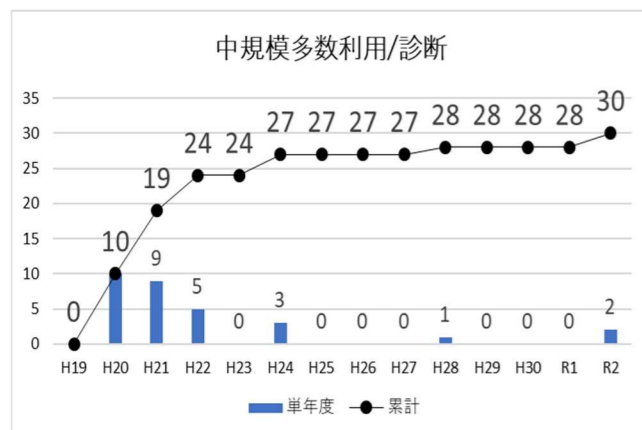
民間の多数利用建築物で、耐震診断が義務付けられる規模には至らない中小規模なものについて、耐震化を促進するため、耐震診断に要する費用の一部を補助

【対象となる中小規模の多数利用建築物施設】

昭和 56 年 5 月以前着工の建築物

- ・病院、物販店、旅館・ホテル等
- ・福祉施設
- ・小学校・中学校
- ・幼稚園、保育所

- 階数 3 以上かつ 1,000 m²以上(中規模は 2,000 m²以上)
- 階数 2 以上かつ 1,000 m²以上(中規模は 2,000 m²以上)
- 階数 2 以上かつ 1,000 m²以上(中規模は 1,500 m²以上)
- 階数 2 以上かつ 500 m²以上(中規模は 750 m²以上) 等



4 緊急輸送道路沿道建築物耐震化助成事業

大規模災害時の緊急物資の輸送・避難路の確保を図るため、兵庫県地域防災計画に定める緊急輸送道路の沿道に存する建築物について、所有者の負担を軽減し、耐震化を促進するため耐震診断及び耐震改修の設計・工事に要する費用の一部を補助

【対象施設】

- ・昭和 56 年 5 月以前着工の建築物
- ・建築物の高さが前面の緊急輸送道路の幅員のおおむね 1/2 を超えるもの
(前面の緊急輸送道路の幅員が 12m 以下の場合、その高さが 6 m を超えるもの)

